



パブリック・コメント(意見公募)手続き —あきらめないで声を上げよう—

常任理事・情報広報部長 中川俊男

あけましておめでとうございます。新春のキーワードは、「パブリック・コメント手続き」です。パブリック・コメント手続きとは、国や地方自治体が政策の立案等を行う際に、その案を公表して国民や住民から広く意見や情報を提出してもらい、行政機関はその意見等を考慮して最終的な意思決定を行う、というものです。特に国が新たな規制を設けたり、変更または廃止しようとする場合には、そのような機会を設けなければならないことが閣議決定(規制の設定または改廃に係る意見提出手続き 平成11年3月23日)され、平成11年4月から実施されています。

【目的】

この手続きは、国民・住民の多様な意見・情報・専門知識を行政機関が把握するとともに、行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることが目的とされています。

【対象】

広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定または改廃に係るものが対象となります。

【意見提出の手続き等】

(1) 公表主体・公表時期

最終的な意思決定を行う前に、その案等が公表されます。

(2) 公表資料

一般の理解を得るために、案等の本体に加えて、参考となる資料も公表されます。

(3) 公表方法

計画等の案および参考資料は、ホームページへの掲載、窓口での配付、新聞・雑誌等による広報、広報誌や官報への掲載、報道発表などの方法により公表されます。

(4) 意見・情報の募集期間

募集期間については、意見・情報の提出に必要と判断される時間等が勘案され、1カ月程度が一つの目安とされて、案等の公表時に明示されます。

(5) 意見・情報の提出方法

提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段が案等の公表時に明示されます。

(6) 意見・情報の処理

提出された意見・情報については、取り入れるべきかどうかの意思決定が各実施行政機関により行われ、これに対する実施機関の考え方が、提出された意見・情報と併せて公表されます。

【厚生労働省におけるパブリック・コメント】

各省庁のパブリック・コメントは、ホームページ上で募集されています。ちなみに、われわれに関係する厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp/>)では、昨年末に「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(案)に対する意見募集」を実施しました。

【北海道におけるパブリック・コメント】

北海道では道民意見提出手続きに関する要綱が制定され、平成13年4月1日から施行されています。北海道庁のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.jp/>)にアクセスすると、道民意見提出手続きに関する実施要綱、実施状況一覧、実施結果一覧、案件一覧(平成13、14年度)が閲覧できるようになっています。

【まとめ】

行政に国民や地域住民の声が届かないという問題が長年にわたって指摘されてきましたが、IT化の時代になって情報公開が進められ、パブリック・コメント手続きというシステムが定着しようとしています。しかし、これを単に行政の「ガス抜き」として機能させるのではなく、国民の意思が反映される有効なシステムに育て上げるためには、積極的に活用することが重要であると考えます。

今後、混合診療の解禁問題のような重要な懸案が次々と押し寄せてきます。パブリック・コメントなど、多くの機会を利用して、われわれの意見や主張を述べ、広く道民に理解を求める努力が求められています。